

#### 4-4 防火管理

廃棄物処分場の防火管理には下記の点に留意する。

- ① ガス発生状況を定期的に点検する。また適宜ガスの分析を行う。
- ② ガスの発生が多い場合は、燃焼装置などの設備を検討する。
- ③ 場内は禁煙です。火気の取扱いには十分注意する。
- ④ 消火栓、消火器の定期点検と使用法の訓練を行い、火の始末を徹底する。

#### 4-5 安全管理

廃棄物処分場の安全管理には下記の点に留意する。

- ① 外部からの侵入者による事故を防止するために、出入口の施錠は厳重にする。
- ② 埋立重機は所定の場所に保管・施錠し、必要に応じて車止めなどを行う。
- ③ 作業の実施に当たっては、このマニュアルに特に定められているもののほか、労働安全衛生規則その他の法令の規定、日本工業規格に基づき作成された安全データシートの記載事項その他の安全管理に関する基準に定められた事項を遵守し、安全衛生の確保や事故防止に努める。

#### 4-6 処分場の廃止について

処分場を廃止する場合の技術基準は基準省令に規定されている。表4-5に処分場の廃止基準を整理した。処分場の廃止に至るまでの監視、測定の方法や項目などを以下に示す。

- 表4-5中の要監視期間中、全ての項目が常に基準の内容に適合する場合に、処分場の廃止基準を満たすと言える。
- 表4-5の「5. 地下水質の監視」、「7. ガス発生調査の実施」については、『4章 4-2 環境モニタリング』の項に記してある水質、ガス測定方法などをもって、監視・測定を実施する。

#### 廃棄物処理法による廃棄物処分場の廃止手続き

それまでの監視・測定結果により、処分場の廃止基準を満たすと判断した場合は、廃棄物最終処分場廃止確認申請書を都道府県知事に提出し、処分場の廃止の確認を受ける。同申請書は表4-5に示す措置の内容および調査結果を添付して提出する。